

中部大学混声合唱団規約

規定 1979（昭和 54）年 4 月 1 日

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学混声合唱団」と称する。

（目的）

第 2 条 本会は高水準の合唱音楽芸術の創作を目的とする。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規定」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 大学行事、各種演奏会などの参加。
- (2) 合唱コンクール、大会などの参加。
- (3) 合唱を通じた、他大学学生及び団体との交流。
- (4) 技術向上のための練習活動。

（組織構成）

第 5 条 本団体は、中部大学の学生を構成員(以下「団員」という。)として組織する。

（役員）

第 6 条 本団体には、団長および会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第 7 条 中部大学混声合唱団に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充って、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第 8 条 団員は活動のために、団費を納めるものとする。金額は別で定める。

第 9 条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、団員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（入団および退団）

第 10 条 入団希望者は、団長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入団に必要な書類を提出する。

第 11 条 退団を希望する団員は、団長にその旨を伝え、退団に必要な書類を提出する。

第12条 第8条において、団長は退団を希望する団員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後に、退団を認める。

(規約の変更)

第13条 規約の変更は、役員の会議で経た後、団員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第14条 中部大学混声合唱団の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第15条 団員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退団を促すことがある。

- (1)第2条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2)役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3)第8条に定める部費を納めなかったとき。
- (4)本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5)学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本文に反する行為があったとき。

(指揮者、ボイストレーナー)

第16条 本団体は第2条の目的達成のために、指導者及びボイストレーナー等の、外部技術指導者を招くことができる。ただし、外部技術指導者を招く際は、大学及び顧問の承認を得なければならない。

附則

本規約は、1979年4月1日から施行する。

附則

本規約は、1983年4月1日から施行する。

附則

本規約は、1995年6月15日から施行する。

附則

本規約は、2025年4月1日から施行する。